

令和5年4月1日

規程第148号

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第2条 条例第5条第1項前段の規定による通知に係る同項第11号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 条例第5条第1項第8号に該当するときは、その理由
- 三 法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手續が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第5条第1項後段の規定による変更の通知に係る同項第11号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(条例第5条第2項第9号の規則等で定める数)

第3条 条例第5条第2項第9号の規則等で定める数は、千人とする。

(条例第5条第2項第10号の規則等で定める個人情報ファイル)

第4条 条例第5条第2項第10号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 当該機関以外の行政機関等の職員

ロ イに掲げる者であった者

ハ 条例第5条第2項第3号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

- 二 条例第5条第2項第3号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第5条 法人は、個人情報ファイル簿に法第75条第1項に規定する事項のほか、第2条第1項第3号に掲げる事項を記載しなければならない。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第6条 法第76条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を開示請求書に記載することができる。

- 一 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）の別
- 二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先
- 三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示決定の際に通知すべき事項)

第7条 法人は、法第82条第1項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開

示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

（開示の実施の方法）

第8条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

ただし、第3号及び第4号に掲げる方法にあっては、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、法人がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

一 文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次号に規定するもの）の閲覧

二 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列1番若しくはA列2番の用紙に単色刷で複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

三 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付

四 文書又は図画をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。第11条において同じ。）により読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

3 前2項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあつては、法人が適当と認める方法とする。

（開示の実施における本人確認手続等）

第9条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、法人に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 令第22条第1項第1号に掲げる書類

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため法人が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第82条第1項の規定による通知に係る書面その他の法人が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 法第76条第2項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として法人が適当と認めるものを法人に提示し、又は提出しなければならない。

（開示の実施に係る費用等）

第10条 開示請求をする者の納付しなければいけない手数料は、無料とする。

2 条例第20条第2項の規則等で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、開示決定の変更による追加の交付（既に交付を受けた部分を除く。以下この項において同じ。）の場合にあつては、当該追加の交付に要する費用の額とする。

一 文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付

イ 単色刷（日本産業規格A列3番、A列4番、B列4番及びB列5番の用紙に複写する場合に限る。） 1枚につき10円

ロ 単色刷（日本産業規格A列2番の用紙に複写する場合に限る。） 1枚につき40円

ハ 単色刷（日本産業規格A列1番の用紙に複写する場合に限る。） 1枚につき80円

ニ 多色刷（日本産業規格A列3番、A列4番、B列4番及びB列5番の用紙に複写する場合に限る。） 1枚につき20円

- 二 文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 0 6 0 6 及びX 6 2 8 1に適合する直径1 2 0ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき6 0円
 - 三 文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 6 2 4 1に適合する直径1 2 0ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき8 0円
 - 四 電磁的記録を用紙に出力したものの交付
 - イ 単色刷（日本産業規格A列3番、A列4番、B列4番及びB列5番の用紙に出力する場合に限る。） 1枚につき1 0円
 - ロ 多色刷（日本産業規格A列3番、A列4番、B列4番及びB列5番の用紙に出力する場合に限る。） 1枚につき2 0円
 - 五 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 0 6 0 6 及びX 6 2 8 1に適合する直径1 2 0ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき6 0円
 - 六 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 6 2 4 1に適合する直径1 2 0ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき8 0円
 - 七 前6号に掲げる方法以外の方法で複写し、又は出力したものの交付 当該複写し、又は出力したものの作成に要する費用の額
- 2 前項第1号、第4号又は第7号の規定により、用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙1枚として算定するものとする。
- 3 第1項の規定により交付する用紙又は電磁的記録媒体の部数は、1部とする。
- 4 開示の実施に要する費用は、前納とする。
- （訂正請求等に関する代理人の記載事項及び本人確認手続の特例の準用）
- 第11条 第6条の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第6条中「第76条第2項」とあるのは、訂正請求については「第90条第2項」と、利用停止請求については「第98条第2項」と読み替えるものとする。
- （開示請求及び開示の特例）
- 第12条 法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち、直ちに本人の閲覧に供することができるものについては、別表の試験等の欄に掲げる試験等ごとに定めるとおりとする。
- 2 前項の規定により保有個人情報の閲覧を求める者は、別表の試験等の欄に掲げる試験等の区分ごとにそれぞれ同表の期間の欄及び場所の欄に掲げる期間及び場所において口頭により開示請求をする方法によるものとする。
- 3 保有個人情報の閲覧を求める者は、法人に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
- 一 第9条第1項各号に掲げるいずれかの書類
 - 二 別表の試験等の欄に掲げる試験等の受験票その他これに類する書類
- 4 保有個人情報の閲覧を求めがあったときは、別表の試験等の欄に掲げる試験等の区分ごとにそれぞれ同表の期間の欄及び場所の欄に掲げる期間及び場所における文書又は図画の閲覧の方法とする。
- （様式）
- 第13条 次の各号に掲げる書面等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 法第77条第1項の書面 様式第1号の保有個人情報開示請求書
 - 二 法第82条第1項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面 様式第2号の保有個人情報開示決定通知書
 - 三 法第82条第1項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面 様式第3号の保有個人情報部分開示決定通知書

- 四 法第82条第2項の書面 様式第4号の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書
- 五 法第83条第2項の書面 様式第5号の保有個人情報開示決定等期間延長通知書
- 六 法第84条の書面 様式第6号の保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書
- 七 法第85条第1項前段の規定に係る書面 様式第7号の保有個人情報の開示請求に係る事案移送書
- 八 法第85条第1項後段の書面 様式第8号の保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書
- 九 法第86条第1項の規定による通知に係る書面 様式第9号の保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書
- 十 法第86条第2項の書面 様式第10号の保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書
- 十一 法第86条第1項又は第2項の意見書 様式第11号の保有個人情報の開示決定等に関する意見書
- 十二 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）の書面 様式第12号の保有個人情報開示決定に係る通知書
- 十三 法第87条第3項の規定による申出に係る書面 様式第13号の保有個人情報の開示の実施方法等申出書
- 十四 法第91条第1項の書面 様式第14号の保有個人情報訂正請求書
- 十五 法第93条第1項の書面 様式第15号の保有個人情報訂正決定通知書
- 十六 法第93条第2項の書面 様式第16号の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書
- 十七 法第94条第2項の書面 様式第17号の保有個人情報訂正決定等期間延長通知書
- 十八 法第95条の書面 様式第18号の保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書
- 十九 法第96条第1項前段の規定に係る書面 様式第19号の保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書
- 二十 法第96条第1項後段の書面 様式第20号の保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書
- 二十一 法第97条の書面 様式第21号の提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書
- 二十二 法第99条第1項の書面 様式第22号の保有個人情報利用停止請求書
- 二十三 法第101条第1項の書面 様式第23号の保有個人情報利用停止決定通知書
- 二十四 法第101条第2項の書面 様式第24号の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書
- 二十五 法第102条第2項の書面 様式第25号の保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書
- 二十六 法第103条の書面 様式第26号の保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書
- 二十七 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知に係る書面様式第27号の埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人埼玉県立大学の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成22年4月1日規程第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第 1 2 条関係）

試験等	項目	期間	場所
埼玉県立大学編入学試験	不合格者の順位	合格発表の日から翌年の 3 月 3 1 日まで	埼玉県立大学
埼玉県立大学入学者選抜（一般選抜）	第二段階選抜不合格者の総合得点	合格発表の日の属する年の 5 月 1 日から同月 3 1 日まで	埼玉県立大学
埼玉県立大学入学者選抜（推薦入学）	不合格者の総合得点	合格発表の日の属する年の翌年の 5 月 1 日から同月 3 1 日まで	埼玉県立大学
埼玉県立大学入学者選抜（社会人特別選抜）	不合格者の総合得点	合格発表の日の属する年の翌年の 5 月 1 日から同月 3 1 日まで	埼玉県立大学
埼玉県立大学大学院入学者選抜	不合格者の総合得点	合格発表の日から合格発表の日の属する年度の 3 月 3 1 日まで	埼玉県立大学

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）

公立大学法人埼玉県立大学理事長

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

〒

電話 () _____

個人情報の保護に関する法律第 7 6 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報 （具体的に記載してください。）	
----------------------------------	--

（注）代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 〔該当する箇所の□内にレ印を付してください。〕		☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
本人の 状況等	（ふりがな） 本人の氏名	
	本人の生年月日	年 月 日生
	本人の住所又は 居所及び連絡先	電話 ()
	本人の状況 〔該当する箇所の□内に レ印を付してください。〕	☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者

(注) 次の欄の記載は任意です。

求める開示の実施の方法 （開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内にレ印を付してください。）	1 文書又は図画の場合 □閲覧 □写し（複写機により用紙に複写したもの）の交付 （□送付を希望） □写し（スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの）の交付 （□送付を希望） 2 電磁的記録の場合 □用紙に出力したものの閲覧 □用紙に出力したものの交付（□送付を希望） □専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 □電磁的記録媒体に複写したものの交付 （□送付を希望）
開示の実施の希望日	年 月 日

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 （代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類）	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他（ ）
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
任意代理人が請求する場合の請求資格確認書類	☐ 委任状（次の書類の添付を求めること。） ☐委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 ☐本人の運転免許証の写し ☐本人の個人番号カードの写し ☐その他（ ）
担当	電話番号
備考	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示を実施することができる日時 (次のいずれか1日)	年 月 日 時 年 月 日 時 年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
写しの送付を希望する場合の準備 日数及び送付に要する費用	(準備日数) 日 (費用) 円
担当	電話番号
備考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、任意代理人が開示を受ける場合には任意代理人本人であること及び任意代理人であることの資格）を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」の欄に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において公立大学法人埼玉県立大学を代表する者は、公立大学法人埼玉県立大学理事長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 8 2 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない情報及びその理由	
開示を実施することができる日時 (次のいずれか 1 日)	年 月 日 時 年 月 日 時 年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用	(準備日数) 日 (費用) 円
担当	電話番号
備考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、任意代理人が開示を受ける場合には任意代理人本人であること及び任意代理人であることの資格）を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」の欄に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から 3 0 日以内に行ってください。

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において公立大学法人埼玉県立大学を代表する者は、公立大学法人埼玉県立大学理事長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない理由	
担当	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において公立大学法人埼玉県立大学を代表する者は、公立大学法人埼玉県立大学理事長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 8 3 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当	電話番号
備考	

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 8 4 条の規定により、開示請求があった日から 4 5 日以内に当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、当該保有個人情報の相当の部分についての開示決定等及び残りの保有個人情報についての開示決定等を行ったときは、それぞれ通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第 8 4 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行う期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	年 月 日
担当	電話番号
備考	

保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 8 5 条第 1 項前段の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先：
	法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の生年月日： 年 月 日生
添付資料	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	

保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 8 5 条第 1 項後段の規定により、次のとおり移送したので通知します。
なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 担 当 課 所 名 : 担 当 名 : 所 在 地 : 電 話 番 号 :

担当	電話番号
備考	

様式第 9 号（第 1 3 条関係）（法第 8 6 条第 1 項適用）
保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

個人情報の保護に関する法律第 7 6 条第 1 項の規定に基づき、
に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、当該保有
個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 1 項の規定に基づき、御
意見を伺うこととしました。
当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する
意見書」により回答してください。
なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報 に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先（担当）	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）（法第 8 6 条第 2 項適用）
保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

個人情報の保護に関する法律第 7 6 条第 1 項の規定に基づき、
に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、当該保有
個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 2 項の規定に基づき、御
意見を伺うこととしました。
当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する
意見書」により回答してください。
なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律 第 8 6 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びそ の理由	(適用区分) ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報 に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先 (担当)	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先）

公立大学法人埼玉県立大学理事長

（ふりがな）

氏 名 _____

（法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者氏名）

住所又は居所

〒 _____

電話 _____（ ） _____

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示についての御意見 （□内は、該当する箇所にレ 印を付してください。）	☐保有個人情報を開示されることについて支障はない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1)支障（不利益）がある部分 (2)支障（不利益）がある具体的な理由
連絡先	

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付け 第 号で照会した
に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示することを決定しまし
たので、個人情報の保護に関する法律^{第 8 6 条第 3 項}
^{第 1 0 7 条第 1 項}において準用する同法第 8 6 条第 3 項 の規
定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において公立大学法人埼玉県立大学を代表する者は、公立大学法人埼玉県立大学理事長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（宛先）

公立大学法人埼玉県立大学理事長

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

〒

電話 () _____

年 月 日付け 第 号で通知のあった開示決定について、個人情報の保護に関する法律第 8 7 条第 3 項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し出ます。

開示請求に係る保有個人情報	
開示の実施を希望する日時	年 月 日 時
求める開示の実施の方法	
（写しの送付を希望する場合）	同封する郵便切手の額 円
個人情報の保護に関する法律第 8 2 条第 1 項の規定による開示決定の通知のあった日（開示決定通知書を受領した日）	年 月 日
備考	

- （注） 1 「求める開示の実施の方法」の欄は、開示決定通知書に記載された求めることができる開示の実施の方法のうちから選択し、記入してください。
- 2 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する場合は、備考欄にその旨及び当該部分を記入してください。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）

公立大学法人埼玉県立大学理事長

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

〒

電話 () _____

個人情報の保護に関する法律第 9 0 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(開示決定通知書の番号) 第 号 (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

（注）代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 〔 該当する箇所の□内にレ印を付してください。 〕	☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人	
本人の状況等	(ふりがな) 本人の氏名	
	本人の生年月日	年 月 日生
	本人の住所又は 居所及び連絡先	電話 ()
	本人の状況 〔 該当する箇所の□内にレ印を付してください。 〕	☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他 ()
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
任意代理人が請求する場合の請求資格確認書類	☐ 委任状（次の書類の添付を求めること。） ☐ 委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 ☐ 本人の運転免許証の写し ☐ 本人の個人番号カードの写し ☐ その他 ()
担当	電話番号
備考	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求の趣旨	
決定内容及び理由	(内容) (理由)
担当	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において公立大学法人埼玉県立大学を代表する者は、公立大学法人埼玉県立大学理事長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正をしない理由	
担当	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において公立大学法人埼玉県立大学を代表する者は、公立大学法人埼玉県立大学理事長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 4 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当	電話番号
備考	

様式第 1 8 号（第 1 3 条関係）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 5 条の規定により、訂正決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第 9 5 条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当	電話番号
備考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 96 条第 1 項前段の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の生年月日： 年 月 日生
添付資料	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 9 6 条第 1 項後段の規定により、次のとおり移送したので通知します。
なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)
	(連絡先)
	担 当 課 所 名 :
	担 当 名 :
	所 在 地 :
	電 話 番 号 :

担当	電話番号
備考	

様式第 2 1 号（第 1 3 条関係）

提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 2 条の規定により訂正をしたので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者の氏名等保有個人情報 を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(内容) (理由)
担当	電話番号
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）

公立大学法人埼玉県立大学理事長

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

〒

電話 () _____

個人情報の保護に関する法律第 9 8 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報 を特定するに足りる事項	（開示決定通知書の番号） 第 号 （日付） 年 月 日
	（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報）
利用停止請求の趣旨及び理由 〔該当する箇所の□内にレ印を付してください。〕	（趣旨） □個人情報の保護に関する法律第 9 8 条第 1 項 第 1 号該当 → □利用の停止 □消去 □個人情報の保護に関する法律第 9 8 条第 1 項 第 2 号該当 → 提供の停止
	（理由）

（注）代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 〔該当する箇所の□内にレ印を付してください。〕		□法定代理人 □任意代理人
本人の状況 等	（ふりがな） 本人の氏名	
	本人の生年月日	年 月 日生
	本人の住所又は 居所及び連絡先	電話 () _____
	本人の状況 〔該当する箇所の□内にレ印を付してください。〕	□未成年者 □成年被後見人 □任意代理人委任者

請求者本人確認書類 （代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類）	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他（ ）
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
任意代理人が請求する場合の請求資格確認書類	☐ 委任状（次の書類の添付を求めること。） ☐委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 ☐本人の運転免許証の写し ☐本人の個人番号カードの写し ☐その他（ ）
担当	電話番号
備考	

I—程 1 4 8—3 2

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(内容) (理由)
担当	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において公立大学法人埼玉県立大学を代表する者は、公立大学法人埼玉県立大学理事長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 1 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止をしない理由	
担当	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、公立大学法人埼玉県立大学を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において公立大学法人埼玉県立大学を代表する者は、公立大学法人埼玉県立大学理事長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 2 5 号（第 1 3 条関係）
保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 2 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当	電話番号
備考	

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 3 条の規定により、利用停止決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第 1 0 3 条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当	電話番号
備考	

様式第 2 7 号（第 1 3 条関係）
埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

年 月 日付けの に対する審査請求について、個人情報の保護に関する法律第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により埼玉県個人情報保護審査会に諮問したので、同条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により通知します。

開示決定等に係る保有個人情報	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
諮問をした日	年 月 日
担当	電話番号
備考	